

第 2 3 期
第 2 5 回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和 7 年 6 月 2 5 日 (水) 午後 3 時 0 0 分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2 階 大会議室

出席委員 (1 1 名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	大滝 敏広

付議事件

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 報告第 5 0 号 | 非農地証明について |
| 日程第 4 報告第 5 1 号 | 農地の賃貸借契約の解約について |
| 日程第 5 報告第 5 2 号 | 農用地の利用関係の調整の報告について |
| 日程第 6 議案第 1 0 7 号 | 農地法第 3 条の規定による許可について |
| 日程第 7 議案第 1 0 8 号 | 農地法第 5 条の規定による許可について |

議 長 （会長 小林 孝次）

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第25回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
1番 小口修委員 6番 小松晴治委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第50号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第50号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申 請 人 ○○○○○○○○○○

○○ ○○

登記名義人 ○○○○○○○○○○

○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○

登 記 地 目 田

地 積 2 3 0 m²

現 況 地 目 宅地

非農地となった時期・事由 農地法 5 条許可

平成 7 年 1 0 月 3 0 日

指令置賜農振 1 4 9 号

申請地は農地法 5 条の許可を受け宅地として利用している。

調査年月日 令和 7 年 6 月 1 0 日

専決年月日 令和 7 年 6 月 1 1 日

以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8 番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 0 日、わたくしと、小林喜久雄委員、衣袋則子委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、宅地として利用するため、平成 7 年 1 0 月に農地法第 5 条の許可が下り、その後、転用行為が完了しているものの地目変更登記がされていない土地であります。

小屋が建設され宅地として利用されており、今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第51号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 報告第51号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	賃貸人	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字	〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇	
地	目	田	
地	積	1677	m ²
契 約 期 間		令和5年4月26日	～令和15年11月30日
解 約 日		令和7年5月26日	
解約の事由		相手方の要望	
地	番	他8筆	

番号2から番号6については議案書に記載のとおり
以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第52号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 報告第52号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	2745㎡
申出内容		土地の売却のあっせん
結 果		〇〇 〇〇 と売買が成立 報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の3番 小林喜久雄委員よりあっせんの報告をお願いします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1番案件についてご報告をいたします。

6月11日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で申出人〇〇 〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の田1筆の売却のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

〇〇 〇〇氏が購入するのは、大字〇〇地内 田 1 筆 2 7 4 5 m²で、1 0 a あたり〇〇〇〇円です。

農用地利用集積等促進計画による所有権の移転を行うことを、双方とも了承されました。

6 月 1 1 日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第 6 議案第 1 0 7 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第 1 0 7 号「農地法第 3 条の規定による許可について」次の農地について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑

地 積 2 7 9 m²
契約の種類等 所有権の移転（贈与）
他 1 筆
番号 2 から番号 6 については議案書に記載のとおり
以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1 番案件について、7 番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 議長。

議 長 児玉委員。

児玉匡樹委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 4 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と繁忙期に手伝いを頼むとのことですので。

技術は、5 0 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。2 番案件について、3 番 小林喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 2 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 4 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台リースにて確保するとのことでした。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことでした。

技術については、30年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして3番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

6月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、キャリア1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と父、母とのことでした。

技術については、本人40年、父母60年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして4番案件及び5番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 4 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 8 日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と義母とのことです。

技術は、本人 3 年、義母 5 0 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地は新規取得のためございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業には本人が東京から定期的に通い義母が常時従事するとのことです。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

引き続き 5 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 8 日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台、草刈機 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人は未経験ですが周囲の助けを得ながらおこなっていくとのことです。

遊休農地は新規取得のためございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして 6 番案件について、8 番 新野清委員よりお願いいたします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 6 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 3 日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、乗用モア 1 台、手押しモア 3 台、耕運機 1 台、軽トラック 2 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と兄とのことです。
技術については、本人20年、兄30年の経験があり、問題ないと思われま
す。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いき
ますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から6番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から6番案件について許可することに決しました。

日程第7 議案第108号「農地法第5条の規定による許可について」を議
題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第108号「農地法第5条の規定による許可につい
て」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があつたの
で意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 ○○○○○○○○○○

○○ ○○

○○ ○○

譲渡人 白鷹町○○○○○○○

○○ ○○

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	398 m ²
契約の種類等		所有権の移転（売買）
転用目的		一般住宅

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、9番 樋口金一郎委員よりお願いいたします。

樋口金一郎委員 議長。

議 長 樋口委員。

樋口金一郎委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

6月14日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第25回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第25回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和7年6月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____